

荒尾市教育委員会における後援等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国、地方公共団体、公益法人、報道機関その他の団体（以下「団体」という。）が荒尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所掌する事務（荒尾市教育委員会事務局の組織に関する規則（平成16年教育委員会規則第5号）別表標準的な事務分掌の欄に掲げる事務）に関する事業又は行事（以下「事業等」という。）を実施するに当たり、本市教育の振興を図るために特に奨励すべき事業等について、当該事業等を主催する団体の申請に基づき、教育委員会が共催、名義共催、後援、協賛又は推薦（以下「後援等」という。）をする場合の基準等について必要な事項を定めるものとする。

(後援等の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 団体が主催する事業等に対して、教育委員会がその事業等の趣旨に賛同し、名義の使用を承認するとともに、主催者の一部として事業等を共同して実施することをいう。なお、印刷物等への表示は「共催 荒尾市教育委員会」とする。
- (2) 名義共催 団体が主催する事業等に対して、教育委員会がその事業等の趣旨に賛同し、名義の使用を承認するが、施設利用料の減免に伴う減免補填を除く金銭的支出を伴わず、専ら施設利用料の減免率を大きくするための支援のことをいう。なお、印刷物等への表示は単に「共催 荒尾市教育委員会」とする。
- (3) 後援 団体が主催する事業等に対して、教育委員会がその事業等の趣旨に賛同し、施設利用料の減免に伴う減免補填を除く金銭的支出を伴わず、奨励の意を表して名義の使用を承認することによって支援することをいう。なお、印刷物等への表示は「後援 荒尾市教育委員会」とする。
- (4) 協賛 事業等を主催する団体が協賛での支援を申請した場合に、当該団体が主催する事業等に対して、教育委員会がその事業等の趣旨に賛同し、金銭的支出を伴わず、奨励の意を表して名義の使用を承認することによって支援することをいう。なお、印刷物等への表示は「協賛 荒尾市教育委員会」とする。
- (5) 推薦 事業等を主催する団体が推薦での支援を申請した場合に、当該団体が主催する事業等に対して、教育委員会がその事業等の趣旨に賛同し、金銭的支出を伴わず、奨励の意を表して名義の使用を承認することによって支援することをいう。なお、印刷物等への表示は「推薦 荒尾市教育委員会」とする。

(共催における共同実施事項)

第3条 共催を許可する場合において、教育委員会が事業等を主催する団体と共同して実施する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 教育委員会事務局職員の派遣等による企画、運営等への参加
- (2) 経費負担等の金銭的支出
- (3) 広報等に係る協力

(4) 事業等の実施及び準備に関する場所の提供。ただし、利用に関する諸手続については、別途施設ごとに定められた申請を要するものとする。

(5) その他教育委員会が事業等の実施に特に必要と認めた事項
(後援等の対象団体)

第4条 教育委員会が後援等を許可することのできる団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

(1) 国及び地方公共団体

(2) 公益法人、報道機関等の公共性の高い団体

(3) その他教育の振興に関する事業等を行うことを主たる目的とし、次の要件のいずれも満たす団体

ア 団体の存在及び所在地が明確であること。

イ 規約、会則等の定めがあり、団体意思を表明する代表者又は団体意思を執行する組織若しくは機構が確立していること。

ウ 堅実な活動実績を有し、事業等の遂行の意思及び能力が十分にあると認められること。

(4) 事業等に係る実行委員会等の臨時的に組織された団体の場合は、その組織、運営及び団体意思が明らかであり、事業等の遂行の意思及び能力が十分にあると認められる団体

(後援等の対象事業等)

第5条 教育委員会が後援等を許可することのできる事業等は、公益性を有する事業等であるとともに、次の要件のいずれも満たす事業等とする。

(1) 教育的目的及び内容により行われ、本市教育の充実及び発展に寄与するものであること。

(2) 特定の会員等を対象とせず、広く市民に公開されていること。

(3) 市内又は隣接する地域若しくは市の歴史、文化等に関連する地域で開催されること。

(4) 入場料等を徴収する事業等については、その額が適正又は社会通念上低廉であること。

(5) 収益を伴う事業等については、その収益が事業等に伴う経費等と比較して極めて少額又は適正な額であると認められること。

(6) 公衆衛生、災害危険防止等の安全対策が十分に講じられていること。

(7) 共催については、第3条に掲げる事項を教育委員会が実施することについて、市民の理解を得ることができると認められるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認める事業等については、後援等を行うことができるものとする。

3 前2項の規定により後援等を許可することができると認められる事業等であっても、次の各号のいずれかに該当する事業等については、後援等を行わない。

(1) 法令又は公序良俗に反すると判断されるもの

(2) 教育委員会の政治的中立性を損なうと判断されるもの

- (3) 教育委員会の宗教的中立性を損なうと判断されるもの
- (4) 専ら営利を目的とすると判断されるもの
- (5) 事業等又はその事業等を主催する団体について、国民生活センター、消費生活センター等に対する苦情などの相談があつていると判断されるもの又は当該事業等に類似する事業等と判断されるもの
- (6) 団体の構成員になることを前提としたもの又は会員の勧誘を目的とすると判断されるもの
- (7) 団体の内部行事的な事業等を行うと判断されるもの
- (8) 代表者等（法人の場合は法人の役員）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この項において「暴力団員等」という。）である団体が行う事業等と判断されるもの
- (9) 暴力団員等がその事業活動を支配していると判断されるもの
- (10) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあると判断されるもの
- (11) その他教育委員会が後援等を行うことが不相当と認めるもの
（後援等の手続）

第6条 教育委員会の後援等の許可を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、荒尾市教育委員会後援等許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、当該申請書を受理した日から30日以内（期限が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日まで）に荒尾市教育委員会の後援等に関する通知書（様式第2号。以下「通知書」という。）により決定内容を申請者に通知するものとする。

3 申請者は、申請を行った後に事業等の内容を変更し、又は事業等を中止するときは、直ちに活動内容変更・中止報告書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、前項の報告書の提出を受けた場合で、後援等の決定内容を変更する必要があると認められるときは、当該報告書を受理した日から14日以内に通知書により変更決定内容を申請者に通知するものとする。

（後援等の取消し）

第7条 教育委員会は、後援等の許可後において、第5条第1項の規定に適合しない事実が判明したとき、同条第3項各号のいずれかに該当する事実が判明したとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消すことができる。この場合において、当該取消しにより団体に損害が生じても、教育委員会はその賠償の責めを負わない。

- (1) 後援等の許可を受けた団体が解散したとき、又は事業等を取りやめたとき。

- (2) 申請書又は添付書類に虚偽があると認められるとき。
 - (3) 教育委員会が取消しを必要と認めたとき。
- 2 教育委員会は、前項の規定による取消しを決定したときは、荒尾市教育委員会の後援等の取消しに関する通知書（様式第4号）により決定内容を交付し、又は発送するものとする。
- 3 第1項の規定により許可が取り消された事業等又は事業等の実施後に第1項に規定する取消しの要件に該当したことが明らかになった事業等に係る翌年度以後の後援等は、原則として行わないものとする。

（実績報告）

第8条 後援等の許可を受けた事業等のうち入場料等を徴収するもの又は収益を伴うものについては、事業等を主催する団体は、当該事業等が完了した日から30日以内に教育委員会に収支報告書を提出しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。